

令和 4 年 3 月 2 日

令和 4 年網走市議会第 1 回定例会 議案

令和4年網走市議会第1回定例会 議案

番号	議案番号	件名	
1	議案第1号	令和4年度網走市一般会計予算	別冊
2	議案第2号	令和4年度網走市市有財産整備特別会計予算	
3	議案第3号	令和4年度網走市国民健康保険特別会計予算	
4	議案第4号	令和4年度網走市網走港整備特別会計予算	
5	議案第5号	令和4年度網走市能取漁港整備特別会計予算	
6	議案第6号	令和4年度網走市介護保険特別会計予算	
7	議案第7号	令和4年度網走市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第8号	令和4年度網走市水道事業会計予算	別冊
9	議案第9号	令和4年度網走市簡易水道事業会計予算	
10	議案第10号	令和4年度網走市下水道事業会計予算	
11	議案第11号	網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	
12	議案第12号	令和3年度網走市一般会計補正予算	
13	議案第13号	令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算	
14	議案第14号	令和3年度網走市網走港整備特別会計補正予算	
15	議案第15号	令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算	
16	議案第16号	令和3年度網走市水道事業会計補正予算	
17	議案第17号	令和3年度網走市簡易水道事業会計補正予算	
18	議案第18号	令和3年度網走市下水道事業会計補正予算	
19	議案第19号	押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について	
20	議案第20号	網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	

番号	議案番号	件名
21	議案第21号	網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
22	議案第22号	網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について
23	議案第23号	網走市公の施設に係る指定管理者の指定について
24	議案第24号	斜里町、清里町、小清水町、大空町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
25	議案第25号	大空町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
26	議案第26号	土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について

議案第 11 号

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成11年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和3年4月分から令和4年3月分まで」を「令和4年4月分から令和4年11月分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 12 号

令和 3 年度網走市一般会計補正予算

令和 3 年度網走市の一般会計補正予算（第 17 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 655,126 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,546,480 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.利子割交付金		10,017	△2,879	7,138
	1.利子割交付金	10,017	△2,879	7,138
12.地方交付税		6,955,094	164,658	7,119,752
	1.地方交付税	6,955,094	164,658	7,119,752
14.分担金及び負担金		195,907	△822	195,085
	1.分担金	141,633	△822	140,811
15.使用料及び手数料		710,767	△47,915	662,852
	1.使用料	551,080	△47,915	503,165
16.国庫支出金		5,088,365	9,603	5,097,968
	1.国庫負担金	2,271,630	△20,292	2,251,338
	2.国庫補助金	2,804,392	29,895	2,834,287
17.道支出金		1,816,440	△2,672	1,813,768
	1.道負担金	864,892	△10,144	854,748
	2.道補助金	862,409	7,472	869,881
19.寄附金		1,800,300	518,893	2,319,193
	1.寄附金	1,800,300	518,893	2,319,193
20.繰入金		1,315,314	10,771	1,326,085
	1.基金繰入金	1,290,404	10,771	1,301,175
22.諸収入		2,220,188	△1,990	2,218,198
	4.雑収入	1,265,668	△1,990	1,263,678
23.市債		3,688,540	7,479	3,696,019
	1.市債	3,688,540	7,479	3,696,019
歳入合計		29,891,354	655,126	30,546,480

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		186,565	△3,398	183,167
	1. 議 会 費	186,565	△3,398	183,167
2. 総 務 費		3,740,645	493,404	4,234,049
	1. 総 務 管 理 費	3,428,214	490,049	3,918,263
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	106,655	3,355	110,010
3. 民 生 費		8,164,149	△45,987	8,118,162
	1. 社 会 福 祉 費	4,027,275	△86,307	3,940,968
	2. 児 童 福 祉 費	2,817,655	40,320	2,857,975
6. 農 林 水 産 業 費		1,751,660	3,930	1,755,590
	1. 農 業 費	1,292,343	4,930	1,297,273
	3. 水 産 業 費	132,391	△1,000	131,391
7. 商 工 費		2,646,786	214,195	2,860,981
	1. 商 工 費	2,172,267	243,835	2,416,102
	2. 観 光 費	474,519	△29,640	444,879
9. 消 防 費		741,622	9,378	751,000
	1. 消 防 費	741,622	9,378	751,000
10. 教 育 費		2,746,596	△16,396	2,730,200
	1. 教 育 総 務 費	413,128	△13,707	399,421
	2. 小 学 校 費	609,319	8,550	617,869
	3. 中 学 校 費	551,829	5,400	557,229
	4. 社 会 教 育 費	487,407	△3,939	483,468
	5. 保 健 体 育 費	684,913	△12,700	672,213
歳 出 合 計		29,891,354	655,126	30,546,480

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額 (千円)
総務費	戸籍住民基本 台帳費	住民基本台帳システム改修事業	3,355
民生費	社会福祉費	生活困窮者自立支援金支給事業	1,620
農林水産業費	農業費	網走藻琴地区担い手支援畑総事業 分担金	400
農林水産業費	農業費	網走西部川向地区担い手支援畑総 事業分担金	8,000
教育費	小学校費	小学校感染症対策等支援事業	8,550
教育費	中学校費	中学校感染症対策等支援事業	5,400

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
庁舎及び公共施設等の管理委託等契約	令和4年度	1,112,809
各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約	令和4年度	81,418
ふるさと納税に係る業務委託契約	令和4年度	契約による金額
投票システム更新委託契約	令和4年度	6,410

第4表 地方債補正
(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 157,900	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元金均等償還。	千円 157,900	補正前に同じ
児童福祉事業債	150,600	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	150,600	
保健衛生事業債	364,900	財政融資資金			364,900	
環境衛生事業債	2,800	地方公共団体			2,800	
農 業 債	113,500	金融機構			118,100	
林 業 債	17,000	北海道			17,000	
漁港事業債	120,000	都市職員共済組合			120,000	
観光事業債	5,200	地方職員共済組合			5,200	
道路橋梁事業債	539,100	北海道市町村振興協会			539,100	
港湾事業債	168,700	北海道市町村備荒資金組合			168,700	
河川整備事業債	200,000	北海道市町村備荒資金組合			200,000	
公営住宅事業債	207,200	その他銀行等引受資金			207,200	
公園整備事業債	122,700				122,700	
学校教育事業債	443,600				443,600	
社会教育事業債	147,000				147,000	
臨時財政対策債	600,940				600,940	
退職手当債	150,000				150,000	
借 換 債	100,000				100,000	
特別減収対策債	60,000				60,000	
減収補てん債	0				2,879	
公共土木災害復旧債	17,400				17,400	
計	3,688,540				3,696,019	

※今回補正は太字で表示。

議案第 13 号

令和 3 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 3 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.国民健康保険料		938,426	△7,556	930,870
	1.国民健康保険料	938,426	△7,556	930,870
2.道支出金		2,940,348	3,023	2,943,371
	1.道補助金	2,940,348	3,023	2,943,371
6.国庫支出金		1,963	4,533	6,496
	1.国庫補助金	1,963	4,533	6,496
歳入合計		4,370,070	0	4,370,070

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
国保市町村事務処理標準 システム保守委託契約	令和4年度	1,426
国保市町村事務処理標準 システム連携保守委託契約	令和4年度	251

議案第 14 号

令和 3 年度網走市網走港整備特別会計補正予算

令和 3 年度網走市の網走港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
上屋消防設備点検委託契約	令和4年度	150
港湾システム保守点検委託契約	令和4年度	220
船舶給水業務委託契約	令和4年度	100

議案第 15 号

令和 3 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 3 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 60,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,629,385 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.国庫支出金		853,642	△12,500	841,142
	1.国庫負担金	608,399	△9,500	598,899
	2.国庫補助金	245,243	△3,000	242,243
5.道支出金		500,241	△10,000	490,241
	1.道負担金	466,569	△10,000	456,569
6.支払基金交付金		915,058	△16,200	898,858
	1.支払基金交付金	915,058	△16,200	898,858
8.繰入金		676,967	△21,300	655,667
	1.他会計繰入金	632,093	△7,500	624,593
	2.基金繰入金	44,874	△13,800	31,074
歳入合計		3,689,385	△60,000	3,629,385

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		3,261,278	△60,000	3,201,278
	1.介護サービス等諸費	3,082,844	△60,000	3,022,844
歳出合計		3,689,385	△60,000	3,629,385

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
事務機器リース契約	令和 4 年度	370
要介護認定訪問調査委託契約	令和 4 年度	5,225

議案第 16 号

令和 3 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度網走市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 10 条を第 11 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電算処理システム賃貸借・保守契約	令和 4 年度	9 8 2 千円
機器保守契約	令和 4 年度	2 0 9 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 4 年度	8, 6 3 3 千円
水道賠償責任保険等加入契約	令和 4 年度	4 5 6 千円
土地賃貸借契約 (JR 釧支第 194 号)	令和 4 年度	3 千円
土地賃貸借契約 (JR 旭支第 192 号 外 10 件)	令和 4 年度	3 5 千円
土地賃貸借契約 (JR 旭支第 179 号 外 1 件)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1 2 千円

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 17 号

令和 3 年度網走市簡易水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度網走市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険加入契約	令和 4 年度	5 4 千円

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 18 号

令和 3 年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度網走市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 3 年度網走市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
土地賃貸借契約	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	1 8 千円
麦稈ロール保管用土地賃貸借契約	令和 4 年度	2 7 千円
複写機リース契約	令和 4 年度	1 5 9 千円
下水道賠償責任保険加入契約	令和 4 年度	1 6 7 千円

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 19 号

押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定

(網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部改正)

第 1 条 網走市職員の任免及び服務に関する条例(昭和 28 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 号様式から第 3 号様式まで」を「第 1 号様式」に改め、第 1 号様式中「第 1 号様式(第 2 条関係)(一般職員)」を「第 1 号様式(第 2 条関係)」に、「職 氏 名 印」を「氏 名」に改め、第 2 号様式及び第 3 号様式を削る。

(網走市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 網走市固定資産評価審査委員会条例(平成 15 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「署名押印」を「署名」に改める。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改め、同条第 8 項中「署名押印」を「署名」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

網走市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第16条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、（ア）及び（イ）を削る。

第19条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等について申し出があった場合における措置等）

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 21 号

網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市介護保険条例の一部を改正する条例

網走市介護保険条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、特別の理由があると認めるときは、第 1 項に規定する延滞金を減免することができる。

第 9 条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、特に必要があると認める者に対して、その申請により保険料を減免することができる。

附則第 8 条中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

網走市ふるさと寄附条例（平成 20 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 11 号とし、第 7 号の次に次の 3 号を加える。

- (8) 農水産業の振興のための事業
- (9) 地域社会のデジタル化推進のための事業
- (10) グリーン社会実現のための事業

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 1 号から第 7 号」を「第 1 号から第 10 号」に改め、同項第 2 号中「第 8 号」を「第 11 号」に改める。

第 4 条第 2 項中「同条第 8 号」を「同条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

網走市公の施設に係る指定管理者の指定について

網走市公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称等	指定の期間
網走市麦類乾燥調製貯蔵施設	オホーツク網走農業協同組合 代表理事組合長 乾 雅文	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 24 年 3 月 31 日

議案第 24 号

斜里町、清里町、小清水町、大空町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について

網走市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 22 年条例第 31 号）の規定により、斜里町、清里町、小清水町、大空町との間において、定住自立圏の形成に関する協定を別紙のとおり締結する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市・斜里町

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と斜里町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、定住に必要な都市機能や圏域住民が真に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互の役割分担と連携を図り、共同し、又は補完するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表1から別表3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野
 - （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
- （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

網走市南6条東4丁目

甲

網走市長

斜里町本町12番地

乙

斜里町長

別表1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

ア 救急医療体制の確保

取組内容	圏域住民に切れ目ない医療サービスを提供するため、日常生活に密着した初期医療機関と中核的病院の適切な役割分担と連携を推進し、救急医療体制の確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。

イ 小児科及び産科医療体制の確保

取組内容	圏域の住民が安心して子どもを産み育てられる環境を維持するため、圏域内の小児科及び産科医療体制の維持・確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。

（2）広域観光

ア 観光振興の推進

取組内容	観光振興による圏域の活性化を図るため、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。

（3）教育

ア 生涯学習の充実

取組内容	圏域内における、生涯学習の機会拡大、文化・スポーツの振興等を図るため、教育施設の相互利用、学習・文化・スポーツ等に関する情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。

(4) 環境

ア 地域ぐるみによる環境関連活動の推進

取組内容	圏域の自然環境を守るため、各種団体、ボランティア団体などで行う環境保全活動などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。

イ 生活環境・衛生環境の向上

取組内容	圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。

(5) 防災

ア 防災対策活動の推進

取組内容	圏域住民の安全を確保するため、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。

(6) 福祉

ア 福祉サービスの向上

取組内容	児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るため、福祉サービスの相互利用や福祉に関するネットワーク構築、福祉サービス従事者の育成などについて取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。

(7) 産業振興

ア 圏域経済の活性化と雇用の創出

取組内容	圏域経済の活性化と雇用の創出を図るため、地場産業の振興に取り組むとともに、圏域の資源を活用した新商品の創出や販路拡大の促進及び産学官金連携等も含め新たな技術開発に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。

イ 水産資源の確保

取組内容	圏域内の水産資源を有効的に利用するため、有用資源及び水質環境を総合的に調査するとともに環境改善対策の検討などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。

ウ 農林業振興の推進

取組内容	安定した農業基盤の確立に向け、担い手の育成・確保を図るとともに、有害鳥獣による農林業被害・人的被害を防止するために、駆除・捕獲や調査等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、乙や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、甲や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。

別表2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（1）地域公共交通

ア 地域公共交通の維持・確保

取組内容	圏域内住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通の課題について継続的に調査、検証するとともに、地域公共交通等の維持・確保対策に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。

（2）地域内外の住民との交流・移住促進

ア 交流・移住受入体制の促進

取組内容	地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や受入体制などの充実に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。

イ 交流人口の拡大

取組内容	圏域への交流人口の拡大を図るため、文化・スポーツ合宿や各種イベント情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。
乙の役割	甲と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。

別表3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（1）人材の育成

ア 人材の育成

取組内容	地域力の向上を図るため、各分野の人材育成や研修機会の創出などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。

（2）圏域内市町の職員等の交流

ア 市町間職員研修交流

取組内容	職員の資質及び政策課題への対応力を高めるため、研修会の開催等により職員の能力向上や職員間の交流に取り組む。
甲の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。
乙の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市・清里町

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と清里町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、定住に必要な都市機能や圏域住民が真に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互の役割分担と連携を図り、共同し、又は補完するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表1から別表3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野
 - （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
- （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

網走市南6条東4丁目

甲

網走市長

斜里郡清里町羽衣町13番地

乙

清里町長

別表1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

ア 救急医療体制の確保

取組内容	圏域住民に切れ目ない医療サービスを提供するため、日常生活に密着した初期医療機関と中核的病院の適切な役割分担と連携を推進し、救急医療体制の確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。

イ 小児科及び産科医療体制の確保

取組内容	圏域の住民が安心して子どもを産み育てられる環境を維持するため、圏域内の小児科及び産科医療体制の維持・確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。

（2）広域観光

ア 観光振興の推進

取組内容	観光振興による圏域の活性化を図るため、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。

（3）教育

ア 生涯学習の充実

取組内容	圏域内における、生涯学習の機会拡大、文化・スポーツの振興等を図るため、教育施設の相互利用、学習・文化・スポーツ等に関する情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。

(4) 環境

ア 地域ぐるみによる環境関連活動の推進

取組内容	圏域の自然環境を守るため、各種団体、ボランティア団体などで行う環境保全活動などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。

イ 生活環境・衛生環境の向上

取組内容	圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。

(5) 防災

ア 防災対策活動の推進

取組内容	圏域住民の安全を確保するため、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。

(6) 福祉

ア 福祉サービスの向上

取組内容	児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るため、福祉サービスの相互利用や福祉に関するネットワーク構築、福祉サービス従事者の育成などについて取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。

(7) 産業振興

ア 圏域経済の活性化と雇用の創出

取組内容	圏域経済の活性化と雇用の創出を図るため、地場産業の振興に取り組むとともに、圏域の資源を活用した新商品の創出や販路拡大の促進及び産学官金連携等も含め新たな技術開発に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。

イ 水産資源の確保

取組内容	圏域内の水産資源を有効的に利用するため、有用資源及び水質環境を総合的に調査するとともに環境改善対策の検討などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。

ウ 農林業振興の推進

取組内容	安定した農業基盤の確立に向け、担い手の育成・確保を図るとともに、有害鳥獣による農林業被害・人的被害を防止するために、駆除・捕獲や調査等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、乙や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、甲や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。

別表2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（1）地域公共交通

ア 地域公共交通の維持・確保

取組内容	圏域内住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通の課題について継続的に調査、検証するとともに、地域公共交通等の維持・確保対策に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。

（2）地域内外の住民との交流・移住促進

ア 交流・移住受入体制の促進

取組内容	地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や受入体制などの充実に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。

イ 交流人口の拡大

取組内容	圏域への交流人口の拡大を図るため、文化・スポーツ合宿や各種イベント情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。
乙の役割	甲と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。

別表3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（1）人材の育成

ア 人材の育成

取組内容	地域力の向上を図るため、各分野の人材育成や研修機会の創出などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。

（2）圏域内市町の職員等の交流

ア 市町間職員研修交流

取組内容	職員の資質及び政策課題への対応力を高めるため、研修会の開催等により職員の能力向上や職員間の交流に取り組む。
甲の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。
乙の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市・小清水町

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と小清水町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、定住に必要な都市機能や圏域住民が真に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互の役割分担と連携を図り、共同し、又は補完するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表1から別表3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野
 - （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
- （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

網走市南6条東4丁目

甲

網走市長

斜里郡小清水町元町2丁目1番1号

乙

小清水町長

別表1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

ア 救急医療体制の確保

取組内容	圏域住民に切れ目ない医療サービスを提供するため、日常生活に密着した初期医療機関と中核的病院の適切な役割分担と連携を推進し、救急医療体制の確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。

イ 小児科及び産科医療体制の確保

取組内容	圏域の住民が安心して子どもを産み育てられる環境を維持するため、圏域内の小児科及び産科医療体制の維持・確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。

（2）広域観光

ア 観光振興の推進

取組内容	観光振興による圏域の活性化を図るため、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。

（3）教育

ア 生涯学習の充実

取組内容	圏域内における、生涯学習の機会拡大、文化・スポーツの振興等を図るため、教育施設の相互利用、学習・文化・スポーツ等に関する情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。

(4) 環境

ア 地域ぐるみによる環境関連活動の推進

取組内容	圏域の自然環境を守るため、各種団体、ボランティア団体などで行う環境保全活動などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。

イ 生活環境・衛生環境の向上

取組内容	圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。

(5) 防災

ア 防災対策活動の推進

取組内容	圏域住民の安全を確保するため、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。

(6) 福祉

ア 福祉サービスの向上

取組内容	児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るため、福祉サービスの相互利用や福祉に関するネットワーク構築、福祉サービス従事者の育成などについて取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。

(7) 産業振興

ア 圏域経済の活性化と雇用の創出

取組内容	圏域経済の活性化と雇用の創出を図るため、地場産業の振興に取り組むとともに、圏域の資源を活用した新商品の創出や販路拡大の促進及び産学官金連携等も含め新たな技術開発に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。

イ 水産資源の確保

取組内容	圏域内の水産資源を有効的に利用するため、有用資源及び水質環境を総合的に調査するとともに環境改善対策の検討などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。

ウ 農林業振興の推進

取組内容	安定した農業基盤の確立に向け、担い手の育成・確保を図るとともに、有害鳥獣による農林業被害・人的被害を防止するために、駆除・捕獲や調査等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、乙や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、甲や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。

別表2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（1）地域公共交通

ア 地域公共交通の維持・確保

取組内容	圏域内住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通の課題について継続的に調査、検証するとともに、地域公共交通等の維持・確保対策に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。

（2）地域内外の住民との交流・移住促進

ア 交流・移住受入体制の促進

取組内容	地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や受入体制などの充実に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。

イ 交流人口の拡大

取組内容	圏域への交流人口の拡大を図るため、文化・スポーツ合宿や各種イベント情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。
乙の役割	甲と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。

別表3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（1）人材の育成

ア 人材の育成

取組内容	地域力の向上を図るため、各分野の人材育成や研修機会の創出などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。

（2）圏域内市町の職員等の交流

ア 市町間職員研修交流

取組内容	職員の資質及び政策課題への対応力を高めるため、研修会の開催等により職員の能力向上や職員間の交流に取り組む。
甲の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。
乙の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市・大空町

定住自立圏の形成に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と大空町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、定住に必要な都市機能や圏域住民が真に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互の役割分担と連携を図り、共同し、又は補完するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表1から別表3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野
 - （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
- （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

網走市南6条東4丁目

甲

網走市長

網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

乙

大空町長

別表1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

ア 救急医療体制の確保

取組内容	圏域住民に切れ目ない医療サービスを提供するため、日常生活に密着した初期医療機関と中核的病院の適切な役割分担と連携を推進し、救急医療体制の確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。

イ 小児科及び産科医療体制の確保

取組内容	圏域の住民が安心して子どもを産み育てられる環境を維持するため、圏域内の小児科及び産科医療体制の維持・確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。

（2）広域観光

ア 観光振興の推進

取組内容	観光振興による圏域の活性化を図るため、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。

（3）教育

ア 生涯学習の充実

取組内容	圏域内における、生涯学習の機会拡大、文化・スポーツの振興等を図るため、教育施設の相互利用、学習・文化・スポーツ等に関する情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。

(4) 環境

ア 地域ぐるみによる環境関連活動の推進

取組内容	圏域の自然環境を守るため、各種団体、ボランティア団体などで行う環境保全活動などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。

イ 生活環境・衛生環境の向上

取組内容	圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。

(5) 防災

ア 防災対策活動の推進

取組内容	圏域住民の安全を確保するため、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。

(6) 福祉

ア 福祉サービスの向上

取組内容	児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るため、福祉サービスの相互利用や福祉に関するネットワーク構築、福祉サービス従事者の育成などについて取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。

(7) 産業振興

ア 圏域経済の活性化と雇用の創出

取組内容	圏域経済の活性化と雇用の創出を図るため、地場産業の振興に取り組むとともに、圏域の資源を活用した新商品の創出や販路拡大の促進及び産学官金連携等も含め新たな技術開発に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。

イ 水産資源の確保

取組内容	圏域内の水産資源を有効的に利用するため、有用資源及び水質環境を総合的に調査するとともに環境改善対策の検討などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。

ウ 農林業振興の推進

取組内容	安定した農業基盤の確立に向け、担い手の育成・確保を図るとともに、有害鳥獣による農林業被害・人的被害を防止するために、駆除・捕獲や調査等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、乙や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、甲や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。

別表2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（1）地域公共交通

ア 地域公共交通の維持・確保

取組内容	圏域内住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通の課題について継続的に調査、検証するとともに、地域公共交通等の維持・確保対策に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。

（2）地域内外の住民との交流・移住促進

ア 交流・移住受入体制の促進

取組内容	地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や受入体制などの充実に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。

イ 交流人口の拡大

取組内容	圏域への交流人口の拡大を図るため、文化・スポーツ合宿や各種イベント情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。
乙の役割	甲と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。

別表3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（1）人材の育成

ア 人材の育成

取組内容	地域力の向上を図るため、各分野の人材育成や研修機会の創出などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。

（2）圏域内市町の職員等の交流

ア 市町間職員研修交流

取組内容	職員の資質及び政策課題への対応力を高めるため、研修会の開催等により職員の能力向上や職員間の交流に取り組む。
甲の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。
乙の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。

議案第 25 号

大空町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

網走市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 22 年条例第 31 号）の規定により、平成 23 年 3 月 23 日に締結した大空町との間における、定住自立圏の形成に関する協定を廃止する。

令和 4 年 3 月 2 日

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 26 号

土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部改正 に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により、1 市 4 町(網走市、斜里町、清里町、大空町、小清水町)に係る土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を次のとおり制定するため事務の委託先の小清水町と協議することについて、同条第 3 項において準用する同法 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

土地改良事業の事務の委託に関する規約(平成 20 年 4 月 1 日施行)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「土地改良事業」を「土地改良事業等」に、「基幹水利施設管理事業」を「基幹水利施設管理事業等」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。